

○加西市立学校の施設の開放に関する規則

昭和49年4月1日教育委員会規則第3号

改正

昭和55年6月25日教委規則第5号
昭和59年3月16日教委規則第3号
平成14年2月19日教委規則第3号
平成22年3月19日教委規則第2号
平成23年9月22日教委規則第9号
平成24年2月24日教委規則第2号
令和5年12月21日教委規則第7号

加西市立学校の施設の開放に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、加西市における社会体育の普及のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲で児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（教育委員会及び校長の責任）

第2条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関しては、学校施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は一切の責任を負わないものとする。

（運営協議会）

第3条 教育委員会は、開放校ごとに運営協議会を置く。

2 運営協議会は、学校施設の開放に伴う利用者の危険防止、施設の管理及び連絡調整を図る。

3 運営協議会は、学校長、教員、スポーツ推進委員及び団体の指導者で組織する。

（開放の種類）

第4条 学校施設の開放は、団体が行うスポーツ及びレクリエーション活動の利用に供するため、学校の校庭、屋内運動場（体育館）及び武道場を開放することによって行う。

（開放学校の日時）

第5条 学校施設の開放の日は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情がある場合は、当該施設の開放の日時を別に定めることができる。

（利用許可）

第6条 学校施設の開放は、加西市内に在住、在勤又は在学するものが10人以上の団体を構成し、かつ当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限り許可するものとする。

（利用の禁止）

第7条 学校施設の開放が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

（1）特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他政治活動のための利用

（2）特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

（3）もっぱら営利を目的とするための利用

（利用の中止）

第8条 教育委員会は、この規則、実施細目及び管理指導員の指示に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

（利用の手続）

第9条 学校施設の開放を利用しようとする者は、「学校施設使用申込書」2部を利用する3日前までに教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 長期にわたり継続的に使用する団体にあつては、「学校施設使用申込書」と定期的に「使用計画書」を提出し、許可を受けなければならない。

3 利用の許可を受け、校庭、屋内運動場（体育館）、武道場を利用する団体は、照明など光熱水費なども含み、別表第2に定める実費相当分の徴収金を納めなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合については、実費相当分を免除または減額することができる。

（損害の賠償）

第10条 利用者は、利用中に生じた一切の事故について、すべての責任を負わなければならない。事故とは、学校施設にかかる物件の損傷（近隣家屋等に及ぼす事故を含む。）及び傷害事故などをいう。

（実施細則）

第11条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月21日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

開放施設	開放する日	開放する時間
校庭	土曜、日曜、祝日、休業日 平日	午前8時から午後10時まで 午後6時から午後10時まで
屋内運動場 武道場	土曜、日曜、祝日、休業日 平日	午前8時から午後10時まで 午後6時から午後10時まで

別表第2(第9条関係)

開放施設	時間	徴収金	備考
校庭(運動場)	1時間	300円	照明など光熱水費なども含む。
屋内運動場 (小学校体育館)	1時間	300円	〃
屋内運動場 (中学校体育館)	1時間	300円	〃
中学校武道場	1時間	300円	〃

全額免除団体

- ・ 加西市スポーツ少年団・特定非営利活動法人加西市スポーツ協会の加盟団体・加西市スポーツクラブ21
- ・ 加西市連合PTA・加西市子ども会育成連絡協議会、加西市連合婦人会等、市または教育委員会が支援する必要があると認める団体

一部減額できる団体

- ・ 地域社会で社会奉仕活動をしている団体で、教育委員会が特別に理由があると認められる団体。
なお、一般団体での受益者負担額は、月5千円(年間60千円)を超えないものとする。